

建設業法施行規則等の一部を改正する省令により

平成 27 年 4 月 1 日から

# 建設業許可申請書

## 建設業許可後の変更の届出

### 経営事項審査申請書

の様式の一部が変わります

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号。以下、「改正法」という。）が平成 26 年 6 月 4 日に公布されました。

今般、改正法の公布の日から起算して 1 年を超えない範囲において施行することとされている規定の施行等のため、所要の規定を整備するとともに、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）等について所要の措置を講じました。

今回の改正に伴う施行日は、平成 27 年 4 月 1 日です。

建設業法施行規則の一部改正について

改正法により許可申請書等の簡素化を図り、様式等の見直しを実施しました。

#### ア 建設業許可申請書等の様式の見直し

- ① **様式第 1 号別紙 1（役員等の一覧表）、様式第 6 号（誓約書）、様式第 12 号（許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の調書）**
  - ・改正法における役員の範囲の拡大に伴い、許可申請者の記載事項等の対象となる「役員」を「役員等」（取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主等）を追加します。
- ② **様式第 1 号別紙 1（役員等の一覧表）、様式第 11 号（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表）**
  - ・改正法における閲覧制度の見直しに伴い、役員等の一覧表及び建設業法施行令第 3 条に定める使用人の一覧表から生年月日及び住所が削除されます。
- ③ **様式第 1 号別紙 1（役員等の一覧表）**
  - ・改正法における閲覧制度の見直しに伴い、役員等の一覧表に経營業務の管理責任者である者が明確になるよう欄を設けます。
- ④ **様式第 1 号別紙 4（専任技術者一覧表）【新設】**
  - ・改正法における閲覧制度の見直しに伴い、営業所専任技術者の一覧表を許可申請書の別紙として追加します。
- ⑤ **様式第 7 号別紙（経營業務の管理責任者の略歴書）【新設】**
  - ・許可申請書等の簡素化を図るため、役員等及び令 3 条の使用人の略歴書を簡素化（職歴欄を削除）し、住所、生年月日等に関する記載のみとします。経營業務の管理責任者についてのみ職歴の提出を求めることになります。

⑥ 様式第 15 号記載要領（貸借対照表）、様式第 17 号の 3 記載要領（附属明細表）、様式第 18 号記載要領（貸借対照表（個人））

- ・許可申請書等の簡素化を図るため、平成 26 年 3 月の財務諸表等規則の改正があり、財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）を総資産（又は負債及び純資産の合計）の 100 分の 1 から 100 分の 5 に改正します。

### イ 経営事項審査の客観的事項の見直し

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、発注者が若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況を審査・評価するよう努めることとされたことに伴い、経営事項審査の客観的事項に「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」を追加しました。また、評価対象とする建設機械の範囲を拡大しました。

① 様式第 25 号の十一別紙二（技術職員名簿）

② 様式第 25 号の十一別紙三（その他の審査項目（社会性等））

- ・若手の技術職員の育成・確保に継続的に取り組んできた建設業者、審査対象年度において若手の技術職員を育成し、確保した建設業者を新たに評価対象としました。

また、災害時における復旧工事の実施体制を確保するため、現在の 3 機種から 6 機種へ評価対象とする建設機械の範囲を拡大しました。

（現行の評価対象建設機械）

1. ショベル系掘削機
2. トラクターショベル
3. ブルトーザー

（追加となる評価対象建設機械）

4. 移動式クレーン（つり上げ荷重 3 トン以上）
5. 大型ダンプ車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの）
6. モーターグレーダー（自重が 5 トン以上）

### ウ 建設業許可申請書等・経営事項審査申請書提出時の注意点

#### 提出部数

- ・正本及び副本各 1 部となります

#### 様式第 2 号（工事経歴書）

- ・改正法における閲覧制度の見直し（個人情報が含まれるものは閲覧の対象から除外されます）に伴い、許可申請や変更の届出の際は、「注文者」及び「工事名」欄には、その内容により個人が特定されるような情報（氏名）は記載しないようお願いします。

但し、経営事項審査を受審される際は、確認資料として提出していただく工事経歴書は、「注文者」及び「工事名」欄には、個人情報を含めて記載していただくようお願いします。

※許可申請や変更の届出として提出していただく工事経歴書は、閲覧対象です

※経審の確認資料として提出していただく工事経歴書は、閲覧対象外です

申請関係書類の新旧様式は、下記 URL にリンクされています

<http://www.mlit.go.jp/common/001059413.pdf>